令和4年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年3月17日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和4年3月17日(午前9時00分)

出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原德 3番 中西 久博

4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也

7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之

10番 牧 幸作 11番 中森 慰

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 中村 忠彦 産業振興課長 作野 和幸 副 町 長 西岡 一義 建設水道課長 中川美知彦 総務課長 中西 章 環境水道担当課長 森井 裕 みらい安心課長 山下 喜市 会計管理者兼出納室長 長谷川陽子 税務住民課長 迫本 晃 教育委員会教育長 中村 武弘

保健こども課長 中井 宏明 教育委員会事務局長 中井 均

長寿福祉課長 岡谷 吉浩

議会の職務のために出席した者の職員氏名

 議会事務局長
 西田
 健
 書
 記
 阪口
 昇吾

 書
 記
 倉田
 晃旗
 書
 記
 中村
 公洋

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 各常任委員長報告

日程第3 討論(議案第1号~議案第27号)

日程第4 採決(議案第1号~議案第27号)

追加日程第1 議案の上程(議案第28号)

追加日程第2 提案理由の説明(議案第28号)

追加日程第3 質疑(議案第28号)

追加日程第4 委員会付託(議案第28号)

追加日程第5 討論(議案第28号)

追加日程第6 採決(議案第28号)

上程議案

- 議案第1号 令和4年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 令和4年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和4年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第4号 令和4年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 令和4年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第6号 令和4年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第7号 令和3年度 度会町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第8号 令和3年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第9号 令和3年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1 号)
- 議案第10号 令和3年度 度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第11号 令和3年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第12号 度会町工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 度会町職員給与条例及び度会町職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町ふるさと応援基金条例について
- 議案第19号 度会町中学校生徒の遠距離通学費支給に関する条例を廃止する条例に ついて
- 議案第20号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改 正する条例について
- 議案第22号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第24号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第25号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第27号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎開会の宣告 (9時10分)

○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。 よって、令和4年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を 進めたいので御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

〇5番(貞森 義和) 過日、議長に質問を提出をいたしました貞森でございます。 3点について質問させていただきたいと思います。

まず最初は、町民に対して配布していただいた抗原キットですね、そのことについて、私、知らなかったんですが、テレビで町長さん出たよというもんで、度会町はええことしたんやなという話をされたんですが、近所の人が。送ってきたもんをこうやってしても、よう使わんという話があったもので、私、この抗原キットのことについて、新聞の記事にこんなんがありました。未承認のキットに注意という、そういうタイトルで、新聞記者の名前書いてある記事がありましたので、それで町長にお尋ねしたい。私が育ったときから貧しかったので、これに幾らかかったんかという、そんなことを何でも知りたいんです。そやもんで、町長さんに抗原キットにはどのくらいの金がいったのかということを、まず、知りたいと思って質問しました。あと、またいろいろ、取りあえず、その費用のことをお尋ねします。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、年末年始を終えた1月中旬に第6波となり、我々の生活にさらなる影響を及ぼしています。現在、度会町でも3回目の接種を遺漏なきよう進めているところでございます。

さて、御質問いただいた抗原検査キットについては、町民の皆さんの不安解消と 感染拡大を最小限に留めるため、全町民7,888人に配布することを決断したわけで ございますが、職員一丸の下、迅速な配布をすべく個人宛として、郵便局さんにも 多大な御協力をいただきました。

皆さん、お仕事での移動や行事への参加など、不安が訪れる日もあろうかと思います。そのようなときに、健康の目安を測るためのセルフチェックであることを理解して、御活用できればと思っております。

詳細につきましては、担当課長に説明いたさせます。

- **〇議長(濱岡 裕之)** みらい安心課長、山下課長。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** それでは、お許しをいただきましたので、着座にて答弁とさせていただきます。

まず、費用についてということでございます。ただいまタブレットにお示ししているとおりでございますが、タブレットを御覧いただけると有り難く思います。この中で、重立ったものを御紹介いたしますと検査キットの単価は1,056円でございます。8,200個を購入しており、支出額が865万9,200円です。株式会社山口商会から購入をいたしております。郵送代の87万5,568円等々合わせまして1,002万9,450円の総支出額となっております。予算措置は現年予算の予防費で対応しておりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

以上でございます。

- **〇議長(濱岡 裕之)** 貞森議員。
- ○5番(貞森 義和) 私の読ませてもらった、この新聞記事でいきますと、このキットには2種類あると、一つは検査用キットというやつ、この検査用キットをあてにすんなというのが書いてあるんです、新聞にね。それで買うんならば、体外診断用医薬品というやつを買ってくださいと、もし、まちで買うんだったら、これ買うときは署名が要りますよと。研究用やったら幾らでも売ってくれますけど、あてにはなりませんよという、こんな書き方でしたもんでね、私せっかく大きなお金を使ってしたもんで、町長さんの決意には有り難いなと思うんですけども、大きな金使うて、それだけの効果が本当にあったかどうかみたいなことを気になりましたので、ちょっと失礼ですが、そういう質問をさせてもらいました。

それで、近所の私の周りの老人は、使ったか、と聞くと知らない言うとんです。 熱出たときにしようかなと思っとると、それからキットいうこと分からん、言葉が 分からんとかね。こんなん誰かが相談、一緒になって説明してもらわんと、自分で はようせんと。年食うてきたら、私らそうですが、マニュアルどおりに何かようし ない、そういう世代が度会町には、今、多いんじゃないかと思いますもんで、この 検査用というのは、いやいや、度会町の買うたやつは、これは確かですよというこ とが分かれば、私らもまた近所で、これできたらやってくれと、健康なときにやら なあかんねんと、体の中に抗体ができとるかどうかというので、いろいろ病気を防 ぐための一歩になるんだからという、そういうことを説明せないかんなと思ってい

ますもんで、今日こんな質問させてもらいました。ですから、せっかく1,000万円 ぐらいの金を使うてやるわけですから、なるべく使ってくれと、私らは町民にはい わないかんわけですね。町がやっとるけど、つまらんことやでそんなこと絶対言っ たらいかんので、町がやったことは努力してやってくださいと、PCR検査の時も そう言いました。放送があったもんで、PCR検査をなるべくしたってくださいよ と。この前、議員懇談会で、どのぐらい利用されましたかといったら、300人ぐら い利用されたというので、それは効果あることやなと、私もその一人でありました。 ただし、このときにも、メールアドレスか、スマホがないと結果は来ませんよと いうことでしたので、私の近所の人にメールアドレスなんかない人は何人もおりま す。ですから、そういうことを先ちゃんと説明したってもらわないと、せっかくの 大事なものが、半分無駄になるんじゃないかという、そういう懸念で、この今回、 町が送ってくれたキットは、確かに効果はあるもんですよと、ですから、健康なと きにやってくださいよということで、また、近所にそういう言いますけども、この マニュアルを読んで、このままずっとするというのが、なかなかできない人が多い ですもんで、特に、度会町は高齢化の時代ですから、そういうところで、またでき たら集団で公民館でこういう使い方をしましょうと、はい、何分たったらこうしま しょうみたいなことをしたってもらうと、有り難いんですが、公民館の数も多いで すからね、無理か分かりませんが、そういうことでちょっと老婆心ながら、感じの 悪い質問をいたしました。それが最初の抗原キットのことでございます。何かあり ますか。

〇議長(濱岡 裕之) 山下課長。

〇みらい安心課長(山下 喜市) 経緯から申し上げたいと思います。

1月20日に、町長からの指示を受けまして、幾度も集まりましてディスカッションを行っております。その中で体外診断用医薬品の配布につきましても検討ももちろんいたしました。

しかしながら、御承知のように、薬剤師立ち会いの下、本人確認と説明等への同意が必要であること、どうしても薬局とタイアップする必要があること。必要とする人が不安になったときに薬局まで行く必要があること。これを考えると事業としての即効性など、懸念事項が種々存在いたしております。

また配布決定以降、PCRキット、抗原検査キットについても体外診断用医薬品が、世界中で必要となっており、国内でも本当に必要となる医療機関や、保健所などに行き渡っていないと連日のように報道されている時期でした。このような状況を圧迫することなく、早期に町民全員に行き届き、皆さんが使いたいときに使えるものをと考えたところ、研究用いわゆる簡易検査キットの中でも、複数機関の試験等、エビデンスの得られているものを選択し、配布をさせていただいたところです。

キットの使用につきましては、附属の説明書だけでなく、町としてもチラシを作成し、同封をさせていただきましたことと。御連絡いただきました方には、それぞれ詳しく説明をさせていただいております。2月1日以降、皆さんに届き始めたキットは、使用方法や結果について、問合せが複数件ありましたが、万一陽性であった場合は医療機関へ、また陰性であっても引き続き感染予防を徹底してもらうことを呼びかけました。現在も追加配布を希望される方もおり、結果として、皆さんの不安解消を目指した今回の目的に合致したものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(濱岡 裕之) 貞森議員。
- **○5番(貞森 義和)** これどのぐらい活用されたとお思いですか。町民の大体何割 ぐらい活用されたと思われますか。
- 〇議長(濱岡 裕之) 山下課長。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** お答えをいたします。

判断としては、統計を取っておりませんので、具体的な数字は分かっておりません。私どもが申し上げておりますのは、接触者があったとか、ちょっと不安に感じるとか、そういうときにお使いくださいということにしておりますので、今後も、そういう状況があれば、使っていただければというふうに思っておりまして、正確な数値としては把握はしておりません。

以上です。

- 〇議長(濱岡 裕之) 貞森議員。
- **O5番(貞森 義和)** そうすると、追加希望してもいいわけですか。ようしなかった人が。
- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- ○町長(中村 忠彦) これは、あくまでも目安としてセルフチェックのために配っているもので、一年、あれ一年か。一年間猶予があるんですわ。書いてあるので、家に置いてあるとか、例えば、子供、東京におる子供たちへ送ったるとか、いろいろな使い方ができるもんであると思っています。それで、私のところに2件ほど直接電話で陽性になったんやと、これはどうやって言ったら、これは陽性やで医者行ってえなと言ったことが2件ありました。ですので、それを見ることによって、家族に対する感染を防ぐことができたというふうに、私は思っておりますので、あながちそう出たら、多分陽性になるということは間違いないというふうに、私は思っております。

以上です。

- 〇議長(濱岡 裕之) 貞森議員。
- **〇5番(貞森 義和)** 抗原検査キットの件、これで終わらせていただきます。あり

がとうございました。

次、二つ目でお願いしたいと思います。

二つ目は、自衛隊員の募集について、本人が知らない間に手紙が来て、その手紙は誰が出しとるんやということで、私のところへ問い合わせがありましたので、役場から出とるんじゃないですかと、私は言いました。

そこで、度会町は、何人の人とか、何歳の人に、何人ぐらい名簿を提出しておんのか。それもどこへ提出しておるのか。そういうことをやっていいのかどうか。こんなことをお尋ねしたいと思います。

まず、何歳の人に手紙を出した。それから、町内に住んどるだけの人とか、あるいは大学行っとる人で、大阪や東京へ出したとか、だから、出したところは他が出すんでしょうけど、資料として度会町で出しとんのは、町外出とる人でも適齢期が来たらという、そんなこと私、知りたいと思いまして。

それと、その根拠となる約束事、法令とか、条例とかいうのは、どこにあるんか。 隣もやっとるから、うちもやっとるやなしに、これはこういうつもりで、自治体で はだからやっていないのは、幾つか出てきたんですね。そやである首相が、何か内 閣か何かで決めて、ちょっと、もうちょっと提出させようじゃないかみたいな話が あったような気がいたしますので、取りあえず、度会町としては、何歳の人に何人 ぐらい、町内外の人にも出しとるんか。これを出した根拠はどこか。そこを質問し たいと思います。お願いします。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

昨今の世界情勢や全国各地で起こる大災害を見ると、国民の生命と財産を守る自 衛隊は唯一無二な存在であることは明白であり、その自衛官の募集に協力すること は、地方自治体としての責務であると考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせます。

- ○議長(濱岡 裕之) みらい安心課、山下課長。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** それでは、お答えをいたします。

先ほど御質問のございました人数等々につきましては、追ってお示しをさせていただきますが、まずもって、その今回のこの御質問に対してはお答えをさせていただきたいと思います。

毎年度、防衛大臣からの依頼によりまして、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報である「氏名・住所・生年月日・性別」を、自衛隊三重地方協力本部に提供をしております。

この一連の事務は、先ほどおっしゃられた自衛隊法第97条第1項で規定をされて おります。中身は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とあります。これに基づく法定受託事務を根拠として、本年度も協力をいたしております。

個人情報の取扱いにつきましても、自衛隊に提供しております適齢者情報リストは、必ず返却を求めており、返却後は即日破棄し、情報管理を徹底をしております。 最後に、この法定受託事務は、現在、県内29の市町すべてが実施をしておりまして、協力体制が確立されている実態をお伝えし、貞森議員さんの質問への答弁とさせていただきます。

- 〇議長(濱岡 裕之) 貞森議員。
- ○5番(貞森 義和) 三重県では、29の市町と言われました。ほかの都道府県でやっていないところなんかあるわけですね。やっていないところがあったりするのは、あれは何なんでしょうか、そしたら。憲法に違反するかどうかというのは、一番、今の日本の正しいか、正しくないかという判断になるのが憲法なんですから、その憲法に対して、その個人情報というところで行くと、これええんだろうかという疑問を持った自治体が、あるいは県がやめたというのがあるわけですから、できたら、私らもそういう憲法に合わせて、これは自衛隊のことを言うとるけど、まずいんじゃないかというのに気ついてもらうと有り難いと思いますので、そういうことを、これ何歳の人に出しとるんですか。何歳の人の名簿を出しとるんですか。年齢で言うと。
- 〇議長(濱岡 裕之) 山下課長。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** 18歳になられる方です。
- **O5番(貞森 義和)** 18歳だけですか。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** 追って、お示しいたします。確認をさせていただきまして、お示しさせていただきます。
- **〇5番(貞森 義和)** 18歳以外にもあるんですか。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** 追って確認させていただきます。
- ○5番(貞森 義和) そんなことで、私、今こんな質問させてもらいましたが、貞森さん、あんたのいうこと間違とるよというのが、大半でしたら、私が間違うとるんやと思いますけども、そういうのをやっていない自治体があったりね、町長言われましたように、確かに、災害のときの助けにはなっています。ですから、自衛隊は要らないとは、そんなことではないんでね。あるいは、憲法違反だと、こんなことを私は言っていないんで、災害のときには、本当に助かっとるんです。ですから、その災害のときの救助隊で、という作り方ならまだしもね。元々の発想が、私は子供の頃から警察予備隊のあの姿から、私、知っていますもんで、それはアメリカに作られたもんやなというのは、元々頭から離れないんですけど、今は役に立っています。それはよく知っています。ですから、いることは大事やと。自衛隊はなくせ

とか、そんなことは言っていませんけども、それを地方自治体が基本台帳を見て、この人の名簿をどうぞといって、そんなことをやってええんかどうかというのを、今一度、また考えてもらいたいというつもりで、発言をさせてもらいましたので、もうこれ以上は言いません。ありがとうございました。

そしたら、お渡しした3番目の私は広域環境委員の一人として、伊勢市の会に出させてもらっていますので、さっきも言いましたように、お金のこと気になりますもんで、三つの質問についてお尋ねします。

まず、用地買収がまだできていないんですね。そやけど、もうできる構想のまと めはできとるんです。妙な話ですけど、そのまだ決まっていない用地買収と、その 整地代は幾らかかって、度会町はそのうち何%を請け負って、幾らかかるんか。そ れから、焼却炉の設置と、マテリアル関係で、今504億円と、平均して言われてい ますけど、それがこの前、お聞きしたように、何%を受けて、幾ら、それから施設 のできるであろう地元地区へ、住民サービスとして、環境整備のために、いろいろ やっていますけど、主なものが、大きなものが、私、公民館のことだと思いました。 伊勢市のその町内の公民館ね、今ある公民館を倒して作るんと違うんですけども、 それの負担を、度会町らもせんならんと、それでいいんだろうかという疑問があっ て、その環境整備のために、幾ら金がかかって、度会町が幾ら負担するか。その三 つの私が気ついとる三つの地点で、勘定をしてみますと、度会町の一年間の予算分 ぐらいかかるんじゃないかと、それを何年かかかって払うんでしょうけども、ある いは、積立ててあるからいけるんだろうとは思いますが、こんな大きな金が動くの に、町民の方は知らないというのは、私はいけないと思いますね。度会町は遠慮し て入っとるん違う。ちゃんと組織の中へ、ちゃんと入会金にあたるようなものを、 ちゃんと払ってやっとるんですから、やっぱり度会町としても堂々と意見言ってほ しいと思いますね。

それから、こんな高いもんやったら、度会町持ってきたってええんじゃないかぐらいのつもりで、松阪何かそうしています。松阪は松阪で単独ですから、山の中へしています。今はもうごみ焼き場いうたって煙は出ません。水も出ません。ですから、一切、この汚い水を町内の川へ流すとか、谷へ流すとか、そんなことしてません。本当に、ごみ焼くて進んどんですね。それを伊勢市でやっとる我々の広域では、まだプラスティックを燃やして発電しようやないかと。電気起こしたらその金売って、お金を得て、何かしようみたいなことまで出ていますので、今日はこのお金のことだけお聞きしたいと思って、質問させてもらいました。お願いします。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、新ごみ処理施設建設事業における町の負担額について、御説明申し上げたいと思います。

建設予定の新ごみ処理施設建設事業における町の負担額についてということでございますが、新ごみ処理施設整備における進捗状況は、令和3年11月19日にごみ処理施設基本計画策定委員会から答申を受け、ごみ処理施設整備基本計画が策定をされました。

今後、令和9年10月の稼働に向けて、建設候補地の地元自治会との協定の締結、 環境影響評価書の作成、事業者選定、施設整備などが進められます。

建設事業費は、2月2日に開催されました伊勢広域環境組合議会定例会で承認をされた公有財産購入費を含め、総額312億1,173万円であります。建設経費の負担割合は、以前の町議会定例会において説明しましたとおり、平等割10%、人口割90%で算定されております。交付金等を除いた度会町の実負担額は、本町の負担割合約6.7%で試算すると8億9,929万6,000円となります。これは見積もりということで、入札をしてみないと分かりません。

しかし、遅れれば遅れるほど、ウクライナの影響とか、いろんなことで高騰して おることが予想されますので、変動はあろうかと思います。

詳細については、担当課長から説明いたさせます。

- **〇議長(濱岡 裕之)** 建設水道課、環境水道担当、森井課長。
- ○環境水道担当課長(森井 裕) それでは、建設事業別に説明します。

用地買収費用にあたる公有財産購入費は、3億5,173万円です。うち度会町実負担額は2,356万6,000円です。

整地費を含む、可燃ごみ処理施設にあたる「エネルギー回収施設」と廃棄物を材料や原料として利用するための「マテリアルリサイクル推進施設」の整備費は、ごみ処理施設整備基本計画に示されておりまして、事業費は287億1,000万円です。

交付金等を除いた実負担額は、121億1,000万円です。うち度会町実負担額は、8 億1,173万3,000円です。

最後に、建設予定地の周辺環境整備事業の総事業費は、21億5,000万円です。

国県補助金を除いた実負担額12億6,450万円で、うち度会町実負担額6,399万7,000円です。

以上、答弁といたします。

- **〇議長(濱岡 裕之)** 貞森議員。
- ○5番(貞森 義和) それはそれで回答としてきちっと記録してくれるんだろうと思いますけども、私が、今、環境組合の係でいってはいますが、この4月からは、もうプラスティック、強化プラスティックを燃やして発電するということは、もういかんことやということになっとるんですね。ところが、その間際にもう旧の、今までのように松阪はやっていますけども、発電をして、それを売って、また、自分らが利益を得るという、その松阪は今やっておるんですけども、それはもうそのと

きの制度で良かったんですが、今、伊勢市の広域もそれにずれ込もうかみたいなことですので、私は、令和9年度やなしに、もう一年ぐらい遅らせてもいいんじゃないかて、言うたことはあるんですけども、もうちゃんと冊子もできていまして、こんなふうにできますよというのが出とるもんで、私は今日お金のことだけお尋ねしたんで、広域のことについては、こちらこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(濱岡 裕之) 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、2番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

〇6番(若宮 淳也) おはようございます。6番議員の若宮淳也でございます。 通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

今回は、人口減少の歯止めの一環としまして、移住・定住という大きなテーマの 観点から、二つほど質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、空き家対策について質問させていただきます。先日、三重県では、蔓延防 止等重点措置が解除されましたが、社会においても、この度会町も含め、県南地域 においても、依然として、新型コロナウイルス感染症のリスクが高い状況が続いて いると感じております。引き続き、国や県を初め、様々な情報を収集し、感染対策 に努めていただきたいというふうに考えております。

一方で、コロナ禍が続く中で、都市の脆弱性が指摘されており、安心して暮らすには、感染症などのリスクを含めて、地方のほうが安全だと考える人たちも多いといわれております。都会から地方へ移住したいというニーズが高まっている中で、 度会町もその選択肢に上がる地域と言えます。度会町は、きれいな水と空気があり、 自然豊かで子育てにも適している地域と言えます。

また、伊勢市や松阪市にも出やすい地理的なメリットもあります。それを踏まえて、今こそ、移住・定住策を力強く進めて行く必要があると考えます。現在、度会町では、空き家対策といたしまして、移住・定住を考えている人たちに空き家についての情報提供をしていこうと。そういう取組に力を入れてもらっております。具体的数値を見ますと、空き家バンクとして令和元年から現在までの合計9件の登録があり、そのうち8件が成立しています。現在は、登録が1件というふうになっておるようです。

また、移住・定住補助金につきましては、これは空き家以外の移住・定住も含めますけれども、令和元年10月からスタートをして、令和元年が2件で130万円、令和2年が25件で1,390万円、令和3年度現在で8件の620万円が支給されている状況でございます。

一方で、令和3年の空き家への問い合わせの件数というのが56件、さらには、移

住・定住への問い合わせ件数が44件というふうに伺っております。空き家バンクの登録件数の推移や、契約成立の実績、補助金の支給から考えると、移住・定住や空き家などへの問い合わせ件数に対して、空き家バンクの登録件数が少ないように思います。その状況をどのように分析されているのか、お伺いしたいなというふうに思います。合わせて、この空き家対策に対して、新たな補助金や支援策などの取組があるのかもお伺いしたいと思います。お願いします。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

町長に就任してから、町の大きな課題である人口減少対策を力強く進めることが 重要と考え、いち早く令和元年10月に「度会町移住・定住事業補助金」を創設し、 同じく11月に「空き家バンク」を制度化いたしました。

これらの詳しい実績等については、担当課長に説明いたさせます。

- 〇議長(濱岡 裕之) みらい安心課、山下課長。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** それでは、お答えをいたします。

若宮議員御指摘のとおり、度会町は町内に企業数は少ないものの、伊勢市、松阪市、玉城町、多気町などへ働きに出られるベッドタウンとしてPRをしております。 移住・定住関係の実績については、令和元年度は2件、令和2年度は25件、令和3年度は現在23件の申請がございます。

また、空き家バンクの様子は、御指摘いただきましたとおり、とめ直しになりますが、令和元年度には3件、令和2年度に4件、令和3年度に2件の登録がございました。制度開始から9件の登録があり、8件の成約となっております。

一方、空き家をお探しの方の登録者数は、令和3年だけでも27件ございまして、 明らかに空き家が不足している状況にあります。

空き家登録が増えない理由といたしましては、度会町の地域性もありますし、相続の問題であったり、家財道具の片づけであったり、仏壇の魂抜きとった問題もあろうかと思います。

空き家不足を解消すべく、町ホームページへ移住・定住専用のポータルサイト「わたらいふ」を作成し、空き家バンクを周知するため、令和3年10月号の広報誌でも6ページにわたる特集を組んでおります。

また、農業委員会の協力を得て「農地付き空き家」の登録を可能としたことや、 令和4年度の固定資産税の納税通知書に空き家バンク周知のためのチラシを同封す るなど、担当課だけでなく、他課と連携し多方面から対策をとってございます。

今後は、未確定空き家へのアプローチ、特定空き家候補への対策や、既に実施しております空き家実態把握調査や所有者意向調査の結果の有効活用も進めてまいります。

また、地域おこし協力隊に空き家対策をお願いすることも検討をしております。 新しい補助金につきましては、少子化対策の強化、人口減少緩和対策といたしま して、令和4年度から「結婚新生活支援事業補助金」にて支援を強化をいたします。 これまで回答させていただきました内容は、事務的な要素が強いものとなってご ざいます。

議員皆様を初め、区長様など、地域の実情を良く知っていただいている皆さんが 一体となって、空き家所有者の方へバンク登録を勧めていただくことが、移住・定 住をより豊かな生活へと導くものと考えております。今回いただきました質問がそ のきっかけとなっていただきますことを切にお願いし、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(濱岡 裕之) 若宮議員。
- ○6番(若宮 淳也) 先ほど答弁でいただきましたけれども、多様性のほうも結構な件数があるということはですね、移住・定住先として度会町が選択肢の一つになっているというのは、もう間違いないことやと思いますし、それはあくまでも選択肢であって、実際にはやはり空き家を借りたり、購入してもらうということが、本当の成果だと思いますので、登録件数を増やすということが、まずは先決だと思います。

そこで、先ほどの答弁も含めてですね、もう一つお伺いしたいんですけれども、 やはり双方にとってのメリットというものがやはり明らかにするべきかなというふ うに思うんですけれども、今現在での双方、登録する側、そして、それを活用しよ うという方に関してのメリットというのは、どういうものなのか。教えていただけ ますでしょうか。

- 〇議長(濱岡 裕之) 山下課長。
- **〇みらい安心課長(山下 喜市)** それでは、お答えをいたします。

空き家バンク登録のメリットでございますが、民間の不動産会社では取り扱って もらえないような物件でも登録ができます。空き家の利用希望者から見学の希望が あった際には、所有者が出向かずに、町担当者が対応するため、所有者の負担が少 ないことも上げられます。

また、民間の不動産会社が空き家を取り扱うのは、営利目的でございますけども、 行政の空き家バンクは、空き家という社会問題を解決するために運用をしており、 周囲の住民や環境を守ることを目的としております。

さらに、行政で運営していることの信用、安心があり、地域が一体となって介入 しサポートすることで、購入後、地域に溶け込みやすくなるというメリットもござ います。

以上を考えております。

〇議長(濱岡 裕之) 若宮議員。

○6番(若宮 淳也) 何らかのメリットがあれば、空き家バンクに登録しようという人も増えるかと思いますし、また、逆にメリットがなければ、空き家の所有者もわざわざ登録するものではないという、一般の不動産にお願いしたり、個々に交渉するという、そういう流れになって行くと思います。例えば、メリットといたしましては、度会町の空き家バンク登録していただいて、双方にとって、例えば、先ほどおっしゃったように、その荷物と言いますか、家具の片づけ、そういったものを町が例えば代行してやるとか、あと、また庭とかに草が生えておれば、きれいにするとか、そういったメリットというのは、やはり重点的にそれを押し出して、アピールポイントとして、これからの移住・定住を考える人にとっても、喜んでいただけるような、そういう空き家バンク事業にしていっていただきたいと、そういうふうに思います。

それでは、次の質問に入らさせていただきます。

2番としております遊休地の有効活用についてということで、先ほどは空き家、 いわゆる建物について質問をさせていただきましたけれども、土地の問題も、移 住・定住を促進して行く上で、大切な視点だと考えております。

特に、遊休地、いわゆる使われていない田畑や空き家、加えて活用できる宅地などを、改めて、把握をして行くべきだというふうに思います。町内の遊休地の中には、実際には境界が曖昧で、確定されていなかったり、数値や測量図などが古いままであったり、登記が正確でない場合が多く見受けられます。これを放置すると、土地を賃貸したり、売買したりする際に、障壁になりかねません。境界や登記などを適正にして行くということも重要ですし、それが結果として土地の有効活用につながって行くと考えますけれども、町はどのように思っておられるのか、お伺いしたいと思います。

さらに、町が宅地として活用できるエリアや田畑を分析して、宅地開発をして行くなど、思い切った施策が必要ではないかというふうに思いますけど、当町の見解をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

遊休地の把握や活用、また宅地開発などの施策についての質問でございますが、 遊休地の把握につきましては、農地は農家台帳で、空き家は空き家台帳においてあ る程度、把握しておるところでございますが、活用できる宅地などを改めて把握す ることにつきましては、土地所有者の事情もございますので、今のところ考えては おりません。

また、遊休地の宅地開発におきましても、所有者や民間事業者が行っていただく のが本来であり、町が行うことになると民業圧迫になりかねませんので、町が実施 主体になることは考えておりませんが、ここ最近では、葛原地内での民間事業者による宅地開発により、度会町へ移住を決められた方々の住宅が数多く建築され、定住人口の増加、町の活性化にも大きな効果が現れております。

今後も民間事業者による開発を期待していますし、町も推進してまいりたいと考えております。

なお、遊休地における土地の境界や登記を正確にすることにつきましては、地籍 調査で対応することが可能でありますので、地区の方々のエリアなどを相談の上で 実施いたしたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、若宮議員さんへの答弁といたします。

- 〇議長(濱岡 裕之) 若宮議員。
- **○6番(若宮 淳也)** 先ほど町長言われましたように、費用もかかるとは思いますけれども、地籍調査、それが可能であれば、そちらのほうを最重要として土地の件に関しては進めて行きたいなというふうには思います。

今後、空き家と合わせてですね、土地の活用も力を入れて行くには、地籍調査などを早急にやっぱり進めていかなければならないというふうには、私も思います。

そこで、例えば、空き家バンクのように遊休地バンクといった形でですね、土地の情報提供もして行くというふうにしたらどうかなというふうには思います。それには、いろんな課題はあるとは思いますけれども、そういったお考えがないのか。そこだけお聞きしたいと思います。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、若宮さんの質問にお答えいたしたいと思います。 いろいろな施策を使って、情報を整理しながらですね、進めていきたいと考えて おりますので、これをもって答弁といたします。
- 〇議長(濱岡 裕之) 若宮議員。
- **〇6番(若宮 淳也)** 町長からお気持ちを聞かせていただきました。

いずれにしましても、移住・定住を促進して行く上で、積極的な取組を行わないと、結果として、移住・定住を考える方が、他の地域を選んでしまうという結果になると思います。人口減少の歯止めをかけようという中でですね、このコロナ禍という大変な時代ではありますけれども、度会町としては、少しでも希望の光が差し込めるような、さらなる取組、新しいアイデアを総動員して、思い切った施策を展開していただきたいというふうに思います。

私たち議員も、その視点を大切に行政と向き合い、新たな提案もしていかなければならないというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、町の地道な取組が必ず花開くと申し述べ、私の質問を終了と させていただきます。ありがとうございました。 **〇議長(濱岡 裕之)** なお、答弁につきましては、担当課におきましては、自席での答弁を許可いたしましたので、お伝えをいたします。

暫時、休憩をいたします。

(9時58分休憩)

(10時10分再開)

〇議長(濱岡 裕之) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 大野元德議員。

《2番 大野 元德 議員》

〇2番(大野 元徳) 2番議員、大野元徳です。

通告書どおり、進めさせていただきます。

まずは、三重県蔓延防止重点措置が3月6日で解除されました。本日にも、21日をもって、国も全面解除とのことですが、これまで度会町は、コロナ対策として町独自の10万円給付金、全町民に抗体検査キットの配布など、町内外からも度会町はいいですねという声をたくさん聞いております。

特に、抗体検査キットにつきましては、子供が熱を出し、早退したときにすぐに 検査できたので、町長にお礼をお願いしますという声も聞いております。

しかし、この状況下の中、まだまだ行き届かない問題があると思います。今日は、 コロナ対策について一般質問をさせていただきます。

濃厚接触者ということで、家族全員が家から出られない。コロナの影響で子供の通う小学校、保育園が臨時休校あるいは臨時休園になり、子供の世話のため、休業せざるを得ない保護者はたくさんいます。こうした保護者に対して、雇用調整助成金または小学校休業等対応助成金、通常の有給休暇とは別の特別休暇を与える。勤務先の事業所を対象に休んだ間の賃金分を助成するという制度であります。現在は、本人申請もできるようになりました。助成金の上限は一人1日当たり1万5,000円、特別休暇の付与を勤務先に促し、保護者の収入の下支えも狙うという有り難い助成金ですが、会社に勤めている方、または、雇用保険、労働保険の加入者には適用しますが、パート、アルバイトの方は補償がありません。個人情報保護法により特定はできませんが、町としてコロナウイルス陽性者、濃厚接触者の助成金が受け取れない方に自己申請があった場合、支給する町独自の助成金があってもいいのではないかと思いますが、町長の考えを。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

コロナウイルス陽性者、濃厚接触者で国の助成金が受け取れないパート、アルバイトの方に町独自で自己申請によって助成金の支給を考えてはどうかという質問でございますが、陽性や濃厚接触者になられた方の中には周りには知られたくないと

いう方が多く見えると思います。

そして、そういう方々は、町に助成金制度があったとしても狭い地域での自己申 請には難色を示すものと思われます。

そこで、自己申請をされる方には助成金を出し、されない方には助成金を出さないとなると不公平感が生まれることから、町独自の助成金制度は、今のところ考えてはおりません。

ただし、国のほうにはパート、アルバイトの方にも申請できる助成金制度がございますので、詳細について担当課長に説明いたさせます。

- **〇議長(濱岡 裕之)** 産業振興課、作野課長。
- **○産業振興課長(作野 和幸)** 町長の答弁に引き続きまして、大野議員さんの御質 間にお答えをさせていただきます。

まず、議員さんがおっしゃったとおり「雇用調整助成金」は雇用保険に加入している従業員を休業させた事業主しか申請はできませんが、それとは別の「緊急雇用安定助成金」であれば、雇用保険に加入していない従業員を休業させた事業主が申請可能でございます。

また、「小学校休業等対応助成金」につきましては、雇用保険加入の有無とは関係なしに、賃金全額支給により従業員を休業させた事業主が申請可能でございます。

さらに、もし上記のような助成金を事業主が申請せず、休業期間中の賃金の支払いが受けられなかった方には、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を自己で申請すれば、国から賃金、休業手当を受け取る制度もございます。

なお、申請につきましては、厚生労働省のホームページにアクセスいただきオンラインによるか、厚生労働省に必要書類を直接郵送することによりまして行うことが可能でございます。

以上、御案内いたしまして、大野議員さんへの答弁とさせていただきます。

- 〇議長(濱岡 裕之) 大野議員。
- **○2番(大野 元德)** 今回私が、県労務局、保健と、小学校休業等対応助成金事務所に、直接聞かさせていただきました。その中では、やっぱり労働保険、それと失業保険、雇用保険と労働保険に入っていなければ支払いませんという返事を、私、いただいているんですけど、その辺話がちょっと食い違ってくるので、私もまたこのあと確認はさせていただきますが、たくさんの意見を聞かせてもらって、まず、コロナ感染者が入院、例えば宿泊療養の指示を受けた場合、負担金は全然かかりません。

ただ、自宅待機というのは、全額負担ということになっています。まさに、今回、 保育所、学校等の休園、休校は保護者の方に負担がかかるかと思うんですね。本来 ならば、国、県が補償すべきですが、子供たちが休みとなると、給食もなく、仕事 にも行けずに、本当に苦しんでいるというのは、雇用保険、労働保険に加入していないと、低所得者、またそういう知識がないアルバイトをされている方です。子供たちの、お昼御飯を作る日が続くと、負担しかないというのが本音です。こういった現実も、町として考えていただきたいと思いますが、もう一度、確認させていただきます。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村町長。
- **〇町長(中村 忠彦)** それでは、答弁をいたします。

やはり本当に苦しんでおられる方には、手厚い支援が必要であると考えますが、 情報が、手続が面倒とか、いろんなことがこれ生まれてくると思うんで、そういう 方が町のほうにお尋ねに来られたらですね、ホームページへのアクセスの仕方とか、 そういう情報をですね、やはりもっと発信をして行く。こういう制度を使ったらも らえるんですよということを周知して行くことが大事かと思いますので、それに努 めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(濱岡 裕之) 大野議員。
- ○2番(大野 元德) 今回私は、2家族の陽性者、濃厚接触者の家庭に連絡いただき、食品を玄関先まで届けるということをさせていただきました。本人が陽性で10日間自宅待機、その後、子供が二日後に感染し、無症状ということで12日間の自宅待機ということでした。今後は、国としてもそういう日数も減ってくるとは思いますが、今期、母子家庭、住民非課税ですか。対象の家庭には給付金もありましたが、今後は給付金制度というのも、どんどんなくなってくると思います。本当に苦しんでいる方というのは、先ほども町長言われましたけども、申請があればできる限りの対応をしていきたい。例えば、そういう窓口がありますよとか、最低でも、先日ちょっとお話させてもらったら、5,000円程度の食事か何かは配れるんやということで、町長からお伺いさせていただきました。そういう制度も、確かに、個人情報保護法、ましてや、本人がそれをいうのが恥ずかしいとか、病気になった接触者であるということが、周りに知られたくないという方も見えると思いますけども、実際に本当に周りの人に頼んで玄関先に食事を届けていただいたという方は何人かおられますので、その辺を検討していただきたいと思いまして、答弁を終わらせていただきます。
- ○議長(濱岡 裕之) 以上で、大野元徳議員の質問を終わります。 続きまして、8番 舟瀬 勝議員。

《8番 舟瀬 勝 議員》

〇8番(舟瀬 勝) 8番議員の舟瀬勝です。

ただいま議長より許可を得ましたので、1点ほど質問させていただきます。

児童・生徒に対するいじめ、虐待、不登校について、最近コロナ、ウクライナ、ロシア紛争の報道が、毎日のようにされておる中で、これにも負けじと家庭内暴力、虐待、いじめ、その他の報道も尽きないと思いますが、度会町内では、ないと言い切れないと思いますが、多大なことの積み重ねが誤解を生み、悩み、苦しみ、傷害事件、自殺、不登校に至ると思いますが、今は学校登下校のみではなく、スマホでの昼夜問わず、誹謗中傷、陰湿なことがネット上で拡散されたりしております。これらに対し、児童・生徒への指導、相談等の対処を聞かせてください。お願いします。

- 〇議長(濱岡 裕之) 中村教育長。
- **〇教育委員会教育長(中村 武弘)** それでは、舟瀬議員さんの質問についてお答え いたします。

いじめについてですが、全国での後を絶たないいじめ、虐待、不登校等の報道に、 本当に心が痛む思いであります。

学校において子供たちが生き生きと笑顔に満ちた活動を保証していくために、いじめ防止等の取組は、学校運営の根幹をなす極めて重要なことと認識しております。 度会町では、平成26年11月に「度会町いじめ防止基本方針」を制定し、それに基づき関連する外部機関・部署も含めた委員会で構成された「度会町いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げております。この3月にも協議会を行い、内容を現状に合わせて改定したところでございます。

各学校も「いじめ防止基本方針」を作成し、学校長を中心とする「学校いじめ対 策委員会」を組織し、学校全体による取組が行われております。

では、具体的な学校の取組についてですが、町の理念でも謳われておりますように、深刻ないじめに発展する原因となっている「発見の遅さ」への早期発見・早期 対応のための手だてが重要になってきます。

学校では、「日常的な児童・生徒の変化・観察」を大切にしております。児童・生徒の表情・様子を観察し、異常を感じたらすぐに報告をすることとしております。 次に、職員間の情報共有です。職員会議等で「気になる児童・生徒」を共有し、 必要に応じて全職員で見守る体制を組んでおります。

緊急の場合は「いじめ対策委員会」を開催し、他機関との連携を速やかに実施しております。

次に、「いじめアンケート」等による実態把握ですが、小学校では、年5回。中学校では、年6回、それぞれ児童・生徒を対象に、いじめに関連するアンケート調査を定期的に実施しております。

アンケートで気になる事例には、担任等関係教諭が聴き取り等で対応し、校内い じめ対策委員会で協議しております。 また、担任と日々の出来事を交流する「生活記録ノート」、やタブレットPCを活用した中学校での「一行日記」などを通して、日常の学校生活の中で児童・生徒の心の様子を把握し、何らかの兆候等早期発見に心がけております。

このように、日常的かつ多面的に、度会町の学校では学校生活全般にわたってい じめ等の早期発見に努めまして、問題行動があれば直ちに対応する体制をとってお ります。

そこで、小・中学校におけるいじめ件数ですが、毎月文部科学省に報告する「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、今年度4月から2月までのいじめの認知件数は小学校7件、中学校3件が報告されております。いずれも平静な状態になっておりますが、継続した見守りは絶やさないと聞いております。また、不登校30日以上の生徒、小学校数名、中学校数名がおりまして、教育支援センター等を利用して、生徒を見守っております。

以上のような支援を絶やさないようにしております。

次に、指導面についてですが、まず、教科指導では、情報共有の徹底と命の教育、 人権や道徳、主に、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げるなど、 いじめ問題を考えさせたりして、いじめの防止に努めております。小・中学校でも 学校休校明けに、子供たちに人権学習や道徳の授業を行っております。

その中では、命の大切さや仲間づくりなど、お互いに認め合い、励まし合う教育 実践活動を行っております。

ここで、社会的にも解決が困難となって、深刻化しているインターネットや携帯 (スマートフォン)を通したいじめやトラブルについてですが、スマホでのSNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、SNS事業が全国的に大きな問題となっているのは、御存じのとおりです。

そこで、学校・保護者・地域の連携が大切なのは言うまでもありません。中でも 最も重要な役割を担っているのが、保護者であると国及び専門家は指摘しておりま す。

「ネットを通じたいじめやモラル」を中心に、正しい使い方の学習を定期的にしておるところでございます。

いじめ防止のためには学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して、相互に協力し合いながら、地域ぐるみでいじめ等根絶に向けて取り組むことが求められているところです。中でも、未然防止と早期発見・早期対応が何より必要となります。

また、虐待や不登校につきましても、保健子ども課、教育支援センターと連携しながら児童・生徒の相談体制をとっております。

今後もいじめの防止につきましては、どこでも、いつでも起こりうるという意識

を持ち、より一層努力してまいります。

いじめ・虐待・不登校についての心のケア (児童・生徒へのサポート) や支援を必要とする児童・生徒への支援につきましては、手厚い人的サポートをしております。学校外での児童・生徒の見守りについて、町民の皆様方や議員の皆様方の御協力・御支援をお願いいたしまして、舟瀬議員さんへの、また毎日登校時に、交通安全指導だけではなく、児童のささいな変化にも目を配っていただいているお礼をもちまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

- 〇議長(濱岡 裕之) 舟瀬議員。
- ○8番(舟瀬 勝) ありがとうございました。児童・生徒の悩み事、相談ごと等も、学校生活の中で、いろんなことから本当に手厚く相談に乗ってもらっていると思いますが、また、今までの相談等についても、悩み事が相談できる児童・生徒ばかりではなく、なかなか悩み事を相談できない児童が多いと思いますので、そこらは、少し、ちょっと様子がおかしいと思うような節があれば、その児童・生徒の話に耳を傾け、聞いてあげて、決して意見を言わずに、児童・生徒の心を和らげ、児童・生徒が安全・安心に、学校生活が送れることを望み、私の質問を終わります。ありがとうございました。
- **〇議長(濱岡 裕之)** 以上で、舟瀬勝議員の質問を終わります。 これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長 より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 中森慰議員。

〇予算決算常任委員長(中森 慰) 御報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 令和4年度度会町一般会計 予算、議案第7号 令和3年度度会町一般会計補正予算(第9号)、以上議案2議 案につきまして、教育長及び関係課長、局長、室長、課長補佐、また係長の出席を 求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり、可決すべきものと決しました。 以上、報告を終わります。

〇議長(濱岡 裕之) ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 若宮淳也議員。

〇総務住民常任委員会委員長(若宮 淳也) 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第2号 令和4年度度会町国民健康 保険特別会計予算、議案第3号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算、議案第4号 令和4年度度会町介護保険特別会計予算、議案第5号 令和 4年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第8号 令和3年度度会町国民健 康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第9号 令和3年度度会町住宅新築資金 等貸付事業特別会計補正予算(第1号)、議案第10号 令和3年度度会町介護保険 特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第3号)、議案第12号 度会町工場立地法に基づく準則を定める条 例について、議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、 議案第14号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、 議案第15号 度会町職員給与条例及び度会町職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例について、議案第16号 度会町職員給与条例等の一部を改正する 条例について、議案第18号 度会町ふるさと応援基金条例について、議案第20号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第21号 度会町消防団員 の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 22号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第 24号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について、議案第25号 注連指辺地に 係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 田口辺地に係る公共的施設 の総合整備計画について、議案第27号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画 についての21議案につきましては、原案どおり可決すべきものと決しました。

また、報告第1号 専決処分の報告については、専決代11号 令和3年11月30日 専決処分であります。

以上で、報告を終わります。

〇議長(濱岡 裕之) ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 舟瀬勝議員。

〇産業教育常任委員長(舟瀬 勝) 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第6号 令和4年度度会町水道事業会計予算、議案第17号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町中学校生徒の遠距離通学費支給に関する条例を廃止する条例について、議案第23号 町道路線の認定及び変更について、以上議案4議案について、教育長及び関係課長、局長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

〇議長(濱岡 裕之) ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論(議案第1号~議案第27号)

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号 令和4年度度会町一般会計予算から議案第27号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてまでを議題とし、討論を行いますが、各議案に対する討論の通告はありません。よって、討論なしと認め、議案第1号 令和4年度度会町一般会計予算から議案第27号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第1号~議案第27号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第1号 令和4年度度会町一般会計予算から議案第27号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてまでを採決いたします。

議案第1号 令和4年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和4年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和4年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案 に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和4年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和3年度度会町一般会計補正予算(第9号)に対し、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和3年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補 正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和3年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号) に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町工場立地法に基づく準則を定める条例について に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町職員給与条例及び度会町職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めま す。

(全員拳手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町特別会計条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町ふるさと応援基金条例についてに対し、原案に 賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町中学校生徒の遠距離通学費支給に関する条例を 廃止する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 举 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 町道路線の認定及び変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてに対し、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

以上、議案第1号 令和4年度度会町一般会計予算から議案第27号 立花辺地に 係る公共的施設の総合整備計画についてまでの27議案は、いずれも原案どおり可決 されました。

〇議長(濱岡 裕之) 暫時、休憩をいたします。

(10時54分休憩)

(11時10分再開)

〇議長(濱岡 裕之) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案の上程(議案第28号)

追加日程第1 お諮りいたします。

ただいま中村町長より提出されました議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

〇議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを日程に追加し、追加日程として、議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明(議案第28号)

追加日程第2 それでは、議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについてに対して、中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

〇町長(中村 忠彦) それでは、説明をいたします。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定 により、議会の意見を求める。

令和4年3月17日提出。

度会町長 中村忠彦

記

住所 度会郡度会町田口1289番地

氏名 ヤマネカズコ

生年月日 昭和35年3月24日生まれ

以上です。

○議長(濱岡 裕之) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑(議案第28号)

追加日程第3 これより議案に対する質疑を行います。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑 を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑 を打ち切ります。

◎委員会付託(議案第28号)

追加日程第4 お諮りいたします。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてについては、 人事案件につき、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省 略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

◎討論(議案第28号)

追加日程第5 これより、討論を行います。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する討論 を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

〇議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する討論 を打ち切ります。

◎採決(議案第28号)

追加日程第6 議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員拳手)

〇議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、 原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。 お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度 会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございません か。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議はすべて終了いたしましたので、令和4年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員